

全国書誌通信

No. 121

2005. 7. 15

国立国会図書館

「統合書誌データベース」の経験

中井 万知子

今を去る平成 10 年（1998 年）のこと、国立国会図書館の当時の整理部門に、“紐づけ”や“個体化”など耳慣れない用語が、突如として飛び交い始めた。関西館の設立を機に、館の図書館業務を、資料の収集から書誌作成、利用提供に至るまでトータルシステム化し、新しいサービスの基礎固めをしようとする「電子図書館基盤システム」の設計が始まったのである。

館内では単に「キバン」と呼ばれているこのシステムは、平成 11 年度（1999 年度）から開発され、何段階かの部分的リリースを経て、平成 14 年（2002 年）10 月の関西館開館時に NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）など情報提供系の機能をリリース、収集組織化関連機能については平成 15 年（2003 年）1 月に本格稼働し、書誌作成業務は全面的に旧システムからの業務移行を行った。平成 16 年（2004 年）10 月には、東京本館の利用者サービス用の機能が稼働し、ようやく開発が一段落することになった。

その大河ドラマのようなシステムのデータ管理の本体は、「統合書誌データベース」と呼ばれている。統合というだけあって、盛りだくさんで複雑なデータモデルで人を悩ませるのであるが、この開発によって書誌データは従来にはなかった役割と関係を持つことになったと言える。こうした書誌データの新しい「経験」について、いくつか紹介したい。

その 1 書誌の統合

統合書誌の本来の意味合いとして、多種多様な資料の書誌データを一つのデータベースに統合し、書誌の作成や提供の共通化をはかるということがある。システム開発の途上では、今まで

目 次

「統合書誌データベース」の経験	1
国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 9 章 電子資料」 適用細則について	3
書誌データに記録する著者の範囲の拡大について	27
国立国会図書館件名標目表 2004 年度版 公開のお知らせ	28
「第 5 回書誌調整連絡会議記録集」刊行のお知らせ	29

個別に存在していた十いくつもの各種資料の書誌データベースについて、共通のデータ項目あるいは固有のデータ項目を洗い出し、さまざまなコード体系を整備し、書誌データを収める共通の入れ物を作り、大規模な書誌データの移し替えを行った。

これにより、和・洋の図書、逐次刊行物、電子資料、博士論文、地図、音楽・映像資料など各種の書誌データが、NDL-OPAC で同時に検索できるようになった。また、日常的な書誌作成だけでなく、遡及入力などのデータ整備をこれからも進めていく下地ができた。同時に、各担当部署が書誌データを同じ入れ物を使って作成していくために、各種資料の書誌作成に使用する目録規則の適用細則、マニュアル作りなどルール化や調整を進めることが、書誌に関する業務として従来以上に重要になったと言えよう。

その2 “もの”のデータとの結びつき

こうして、いわば書誌一族が結束を固める中で、実は大勢の親類縁者が生まれていた。

「統合書誌データベース」のもう一つの性格として、資料そのものを1点1点管理するための“もの”のデータを記録することがある。データモデルには、基礎となる書誌データに関係づけられる(“紐づく”)データとして、「物理レベル」(たとえば雑誌の巻号)、「個体」(所蔵資料1点1点の固有のIDや排架場所など)、「物品」(資料の受入や処理状況など)と称されるデータの種類の設けられ、資料の収集や排架に伴い、日々何千となく「個体」や「物品」のデータが入力され、更新されることになった。

これにより、国立国会図書館の東京本館、関西館および国際子ども図書館のどの館にどの資料が所蔵されているか、たとえば科学技術・経済情報室など、どの専門室に排架されているかなどがシステム上でわかるようになった。そして、資料の所蔵状況の確認や、複写申込み等の遠隔サービスが、NDL-OPAC で可能になったことは非常に大きい。

一方で、書誌データにとってみれば、こうした“もの”のデータとのしがらみができることは嬉しいことばかりではない。芋づる式に関係しているため、小さいと思われる処理が大きな影響をもたらすこともある。また、システム稼働前に受入れた資料は、稼働後に受入れた資料のように、1点1点にバーコードが貼付され、「個体」データが作成されているわけではない。そのため、資料所管部署は利便性向上のため、遡って“個体化”作業を実施する。そうすると、古い資料ほど書誌データについても再調査が必要になることが多くなる。こうして「統合書誌データベース」はますます巨大になり、書誌データ整備はいつまでも続くことになる。

その3 ウェブ上での経験

「統合書誌データベース」に蓄積された書誌データは、提供用のプロダクツとして抽出され、毎週ウェブ上でも刊行される『日本全国書誌』として、JAPAN/MARC の頒布用データとして、また「総合目録ネットワークシステム」など他のシステムのデータとして、それぞれの姿で外へ出ていく。NDL-OPAC についても、雑誌記事索引のデータや“もの”のデータの提供が加わるとともに、書誌検索についても典拠を活用し、ある著者の著述した図書をまとめて検索しやすくするような書誌データの特性を活かした機能が追加できるようになった。

一方で、特にインターネットという膨大な情報が溢れかえる場において、図書館が発信するもっとも特徴的な情報と言ってよい書誌データが、どのような役割と責任を持つのか、まだまだ考慮すべき観点があると思われる。さらに、情報そのものに行きつくことを本質とするデジタルアーカイブを本格化しようとする時、新しいタイプの書誌データだけでなく、“もの”に根拠を置く書誌データ、また、それ自体自由に流通していく性格を持つ書誌データをどのように活用していけばよいのだろうか。書誌データは、これからも新しい経験を求めるのである。

(なかい まちこ 書誌部書誌調整課長)

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂2版 第9章 電子資料」適用細則について

当館では、「日本目録規則 1987年版改訂2版」によるパッケージ系電子資料の書誌データ作成に際して、適用細則を定め平成12年10月に公開している（『「日本目録規則 1987年版改訂版 第9章 電子資料」適用細則』（『全国書誌通信』No.107:2000.10.1)）。その後、細部の見直しを図った結果、部分的な修正を行い、平成17年4月1日から適用を開始した。以下はその概要と全文である。

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則は、「日本目録規則 1987年版改訂2版」（以下「NCR2R」）の「第I部 記述」のうち、「第9章 電子資料」の部分を扱う。

2. 適用対象資料

和・国内刊行洋の単行の電子資料を対象とする。当面はパッケージ系電子出版物のみを対象とし、ネットワーク系電子出版物に関しては対象とはしない。

（注）電子資料のうち有形の媒体によるものをパッケージ系、媒体が有形でないものをネットワーク系とする。NCR2Rでいうところの「ローカルアクセス」「リモートアクセス」とは異なる区分原理であるが、ここでいうパッケージ系電子出版物は、ローカルアクセスの側面でのみ取り扱っている。

3. 本則採用の原則

全国書誌作成機関として標準化を推進するために、NCR2R第9章本則（以下「本則」）を採用することを原則とする。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条項番号と「適用」「非適用」の語句のみを示す。本則の文言を変更して適用する場合は、条項単位で該当条文の全文を示す。

4. 物理単位および各巻タイトルについて

記述の対象（9.0.2.1）は単行資料を原則とするが、物理単位の記録（9.0.2.2別法）も併せて採用している。また、「各巻に関する事項」の記述のために、独自の条項番号を設定している箇所がある。

5. 条項の排列について

記述すべき書誌的事項とその記録順序（9.0.4）で定義した順序にしたがっているため、独自の条項番号を設定した箇所については、条項番号順の排列になっていない。

6. 標目について

本適用細則では、資料の記述のみを扱い、標目付与には触れていない。標目付与については、「国立国会図書館『日本目録規則 1987年版改訂版』和図書適用細則」（『全国書誌通信』No.103:1999.3.31）の標目の部を基準とする。ただし、漢字表記のない日本人・中国人・韓国人名は、その資料に表示されている形を標目形とすることもある。

7. 出力形式および記号法について

本適用細則はオンライン目録における書誌データの入力形式を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。ただし、書誌事項の例

示においては ISBD 区切り記号を用いる。

本適用細則中では、区切り記号として用いるスペースを□、記述中のスペースを△で示す。

「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 9 章 電子資料」適用細則

9.0 通則

本適用細則では、電子資料の記述について規定する。電子資料はコンピュータ（その周辺装置を含む）によって利用可能となるデータ、プログラム、または両者の組合せである。電子資料の利用には、ローカルアクセスとリモートアクセスの場合があるが、本適用細則においては、リモートアクセスの場合は対象としない。

なお、記述に必要な条項が本適用細則で得られない場合は、NCR2R の関連する各章（適用細則が定められている場合は、その細則の規定）によるものとする。

9.0.0.1 (記述の原則) 書誌的事項は、記述対象を他の資料から同定識別できる範囲で、必要かつ十分なだけ記録する。

ア) 記述対象の内容、範囲、他の資料との書誌的關係などについて記録することもある。

イ) 利用のために必要とされる機器およびソフトウェアが容易に識別できるように記述する。

9.0.1 記述の範囲 適用

9.0.2 記述の対象とその書誌レベル

9.0.2.1 (記述の対象) 原則として、単行資料を記述の対象とする。共通タイトルと部編名や付録などの従属タイトルからなるもの、共通タイトルと巻次、回次、年次等からなるものは、単行単位を分割し物理単位を記述の対象とする(9.0.2.2 別法 A 参照)。

また、複製物はその原資料ではなく、複製物自体を記述の対象とする。

9.0.2.1A 適用

9.0.2.1B 非適用(9.0.2.2 別法参照)

9.0.2.2 (記録の書誌レベル) 非適用

9.0.2.2 別法 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。構成部分の記録は、内容に関する注記として記録する(9.7.3.6 参照)。

記述対象	記録の書誌レベル
単行資料	単行レベル
単行資料の集合	集合レベル

ただし、以下の場合は、資料の 1 点ずつを記述対象とする物理単位の記録を作成する(NCR2R 1.10 参照)。

A 単行単位の分割

ア) 形態的に 2 以上からなっていて、それぞれ別容器に収まっているが、それぞれに固有のタイトルがない場合。

ただし、複数が同一容器に収められ、単独で流通していないものは分割せず、単行単位の記録(いわゆるまとめどり)をする。

イ) 部編名、付録、補遺をもつ場合。

順序性、対応性のある語句を部編名とみなし、原則として巻次扱いとする(9.1.6 参照)。

B 集合単位の分割

表示形から著者・出版者の意図（流通しているタイトル）をくみ取り，集合レベルを記述の対象とすることができる。その場合は集合単位の分割をおこなう。

どらま手本元禄繚乱 第1巻 華：元禄の世

ただし，複数が同一容器に収められ，単独で流通していないものは分割せず，集合単位の記録（いわゆるまとめどり）をする。

9.0.2.3（単行レベルの記録） 適用

9.0.2.3 任意規定 非適用

9.0.2.3A 複数の集合単位または構成単位があるときは，書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。上下関係にないとき，関係が不明のときは，表示順に記録する。

9.0.2.3B 本適用細則では規定しない。

9.0.2.4（逐次刊行レベルの記録） 非適用

9.0.2.4 別法 非適用

9.0.2.4A 非適用

9.0.2.4B 非適用

9.0.2.5（集合レベルの記録） 単行資料の集合を記述の対象とするときは，集合単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。

9.0.2.5A 適用

9.0.2.5B 本適用細則では規定しない。

9.0.2.6 非適用

9.0.2.6A 非適用

9.0.2.6B 非適用

9.0.3 記述の情報源

9.0.3.1（記述の情報源） 記述は，そのよりどころとすべき情報源に表示されている事項を，転記の原則（9.0.6.1 参照）により，そのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は，次の優先順位とする。

外部情報源に表示されている事項が不十分な場合は，優先順位に従い他の情報源から必要な書誌的事項を入手する。

ア) 外部情報源

- (1) キャリアに永久的に貼り付けられたラベル
- (2) 出版者，製作者などにより作成された付属資料（解説書，ガイドブックなど）
- (3) 出版者，頒布者などによって作成された容器

イ) 内部情報源

- (1) タイトル画面（ページソース等のメタデータを含む）
- (2) その他の内部情報源（メニュー，プログラム記述，ヘッダー，リードミー・ファイル，索引など）

ウ) その資料以外の情報源

9.0.3.1A 複製物はその原資料ではなく，複製物自体を情報源とする。原資料の書誌的事項が複製物のものと異なるときは，必要があればこれを注記する。

9.0.3.2（各書誌的事項の情報源） 各書誌的事項の情報源は，次のとおりとする。

- ア) タイトルと責任表示……ラベル，付属資料，容器，タイトル画面，その他の内部情報源
- イ) 版……ラベル，付属資料，容器，タイトル画面，その他の内部情報源
- ウ) 電子資料の特性……どこからでもよい

- エ) 出版・頒布等……ラベル, 付属資料, 容器, タイトル画面, その他の内部情報源
- オ) 形態……どこからでもよい
- カ) シリーズ……ラベル, 付属資料, 容器, タイトル画面, その他の内部情報源
- キ) 各巻……ラベル, 付属資料, 容器, タイトル画面, その他の内部情報源
- ク) 注記……どこからでもよい
- ケ) ISBN, ISSN, 入手条件・定価……どこからでもよい

9.0.3.2A 適用

9.0.3.2B 所定の情報源以外から得た書誌的事項は, 補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する(以下「補記する」)。

9.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は, 次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 巻次, 回次, 年次等および部編名
- (6) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示
- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関係する責任表示

ウ) 電子資料の特性に関する事項

- (1) 電子的内容

エ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地, 頒布地
- (2) 出版者, 頒布者
- (3) 出版年月, 頒布年月
- (4) 製作項目(製作地, 製作者, 製作年月)

オ) 形態に関する事項

- (1) 特定資料種別と資料の数量
- (2) 大きさ
- (3) 付属資料

カ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名
- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズに関係する責任表示
- (5) シリーズの ISBN, ISSN
- (6) シリーズ番号等およびシリーズの部編名
- (7) 下位シリーズの書誌的事項

キ) 各巻に関する事項

- (1) 各巻タイトル
- (2) 各巻並列タイトル
- (3) 各巻タイトル関連情報
- (4) 各巻巻次, 回次, 年次等および各巻部編名
- (5) 各巻に係る責任表示

ク) 注記に関する事項

ケ) ISBN, ISSN, 入手条件に関する事項

- (1) ISBN, ISSN
- (2) 入手条件・定価

9.0.4.1 (2言語以上の同一書誌的事項) 同一書誌的事項が2言語(文字)以上で表示されている場合, 並列タイトル, 並列シリーズ名, 各巻並列タイトルを記録し, その他の書誌的事項は本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

9.0.5 記述の精粗

記述の精粗は原則として第2水準(標準の書誌的事項)を採用し, これらに若干の書誌的事項を加える。

9.0.6 記録の方法

9.0.6.1 (転記の原則) 資料を記述するとき, 次の書誌的事項は, 原則として記述対象に表示されているままに記録する。ただし, 特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項
- オ) 各巻に関する事項

9.0.6.1A 適用

9.0.6.2 (目録用の言語・文字) 非適用

9.0.6.2 別法 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては, 特に記述対象から転記する必要のある事項以外, 原則として日本語によって記録する(NCR2R 0.6.1参照)。

ただし, 洋資料を記述する場合, 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては, 目録用の言語として英語を用いる。

9.0.6.3 (文字の転記) 漢字は, 原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが, 変体がなは平がなに改める。

簡体字は「中国簡化文字表」(『大漢和辞典』修訂第2版(大修館書店刊, 1989-1990)付録), 『中日辞典』(小学館刊, 1992)により対応する漢字に置き換え, 注記で説明を加える。

ローマ字, キリル文字等欧文文字は原則としてそのまま記録するが, 大文字および句読点の使用法は, 当該言語の慣行に従う。会社名・団体名, コンピュータ用語等のローマ字表記は固有名詞として扱い, 一般に通用している表示のままに記録する。

Ten△years△after (情報源の表示: Ten Years After)

INAX

TOKIO

PowerPoint

表示のとおり転記することが不可能なハングル, アラビア語等の文字は, 日本語に置き換え

たものを補記し、注記において説明を加える(9.7.3.1Bウ)参照)。その他の「JIS X 0208 : 1990」の外字の取り扱い、「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」(『全国書誌通信』No.100 : 1997.12.10 参照)に従う。ただし、「JIS X 0208 : 1990」の外字である記号付きアルファベットは以下のとおり扱う。

ア) 日本語の読みをローマ字に表したときの記号付きアルファベットは、記号の付かないアルファベットに置き換える。

イ) 上記以外の記号付きアルファベットは、本タイトル、並列タイトル、本シリーズ名、並列シリーズ名においてはJIS外字コードを記録する。その他の記述部分においては、記号の付かないアルファベットに置き換える。文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

9.0.6.3 別法1 非適用

9.0.6.3 別法2 非適用

9.0.6.4 (数字の記録) タイトルと責任表示に関する事項(巻次、回次、年次等および部編名を除く)、シリーズに関する事項(シリーズ番号等およびシリーズの部編名を除く)、各巻に関する事項(各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名を除く)においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。漢数字とアラビア数字等、情報源により表示の文字種が異なる場合、原則としてアラビア数字を記録する。表示の違いについては注記しない。その他の書誌的事項においては、数量や順序などを示す数字はアラビア数字とする(9.1.6.2参照)。

零八・一五

ファイナルファンタジー11(情報源の表示:ファイナルファンタジーXI)

9.0.6.5 (再現不能の記号等の記録) 記号等は、原則としてそのまま記録する。表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換えたものを補記する。さらに必要があるときは注記において説明を加える(9.7.3.1Bウ)参照)。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。記号の取り扱いは「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」に従う。

9.0.6.6 (誤記、誤植) 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、誤った形は必要とみなせば注記する(9.7.3.0ア)参照)。

9.0.6.7 (ISBD区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.0.6.8 (記入における記述の記載位置) 本適用細則では規定しない。

9.1 タイトルと責任表示に関する事項

9.1.0 通則

9.1.0.0 (記述の意義) 適用

9.1.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 本タイトル

イ) 資料種別

ウ) 並列タイトル

エ) タイトル関連情報

オ) 巻次、回次、年次等および部編名

カ) 責任表示

9.1.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.1.0.3 (複製物) 複製物の場合、原資料ではなく複製物自体のタイトル、責任表示等を記録

する。必要に応じて原資料の書誌的事項を注記する(9.7.3.2ウ)参照)。

9.1.1 本タイトル

9.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 記述対象に表示されているか、表示がない場合でも、それによって記述対象が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには、次に示すようなものもある。

ア) 総称的な語、イニシアル、著作者名のみのも

イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

ウ) 唯一のタイトルが本文と同一言語でないもの(本文の言語を注記する)(9.7.3.0イ)参照)

An△introduction△to△Brazil(注記「本文は日本語」)

9.1.1.1A 別タイトルは、タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。

ヴィクトールあるいは権力の座について子供たち

シャーロック・ホームズ対ドラキュラ□:□あるいは血まみれ伯爵の冒険

9.1.1.1A 別法 非適用

9.1.1.1B 本タイトルの上部または前方に表示されている先行事項(冠称、角書きなど、タイトルを限定修飾するもの、またはタイトルに関連して表示されているもの)は次のように記録する。

ア) 先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

イ) 本タイトルの一部としてみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは、情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順序に従って記録する。

①タイトル関連情報

A) サブタイトル(本タイトルを説明する語句)

競争法□:□実務研究(情報源の表示:実務研究 競争法)

B) 歌集、画集や、シンポジウム、共同研究等、作品形式や著作の形式を表すもの。ただし、これらの形式が強調されている場合は本タイトルの一部とする。

戦争・平和・こどもたち□:□ロバート・キャパ写真集

(情報源の表示:ロバート・キャパ写真集戦争・平和・こどもたち)

随筆私本太平記(情報源の表示:随筆私本太平記)

②巻次、回次、年次等および部編名

物理の散歩道。□続(情報源の表示:続 物理の散歩道)

③著者。ただし、著者名を含めないとタイトルとしての特定性が低いもの、著者名を冠したタイトルで知られているものは、著者名を含めてタイトルとする。

有機機器分析入門□/□シギア、ストルテン[著]

(情報源の表示:シギア・ストルテン有機機器分析入門)

リーマン幾何学□/□リーマン[著](情報源の表示:リーマン幾何学)

④版表示

国史大系。□-□増補(情報源の表示:増補国史大系)

⑤シリーズ名

生理。□-□(歯科衛生教本)(情報源の表示:歯科衛生教本生理)

⑥注記(9.7.3.1Bカ)参照)

遺跡発掘調査報告書の地名は「○○所在」と注記に記録する。

桑島館跡。(注記「石川県白峰村所在」)(情報源の表示:石川県白峰村桑島館跡)

9.1.1.1C ラベル, 付属資料, 容器, タイトル画面, その他の内部情報源に表示されているタイトルが相違しているときは, 適切と思われるタイトルを記録し, 他のタイトルは, 必要があれば注記する(9.7.3.1Bア)参照)。適切なタイトルとは, ①複数の情報源に共通するタイトル, ②日本語のタイトル, ③詳しいタイトルである。

9.1.1.2 (記録の方法) 適用

9.1.1.2A カナのルビは記録しない。ただし, タイトル標目として記録する。漢字のルビは, 該当する文言のあとに丸がっこを付して記録する。

IT (情報技術) (情報源の表示: 「IT」に対応するルビとして「情報技術」)

9.1.1.2B 情報源にタイトルの表示がなく, その記述対象中から決定した本タイトルは補記する。また, 記述対象中のどこにもタイトルの表示がないときは, 適切な情報源による本タイトルか, 目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記し, その情報源を注記する(9.7.3.1Bア)参照)。

9.1.1.2C 記述対象全体に対応する総合タイトルがなく, 記述対象の内容をなす各著作のタイトル等が表示されているときは, これらのタイトルと責任表示等を所定の情報源に表示されている順で列記する。同一著者の場合でも責任表示は省略せず, それぞれ記録する(9.1.5.2E参照)。

9.1.2 資料種別

9.1.2.0 (記録の目的) 適用

9.1.2.1 (種別) 資料種別は「[電子資料]」を用いる。ただし, 洋資料の場合は「[electronic
△resource]」を用いる。

9.1.2.1 別法 非適用

9.1.2.1A 適用

9.1.2.1B 適用

9.1.2.2 (記録の方法) 適用

9.1.3 並列タイトル

9.1.3.0 (記録の目的) 適用

9.1.3.1 (並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで, 所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

ア) 本タイトルに対応する別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで, この言語および別の文字(またはその一方)の本文があるもの

イ) 本タイトルと別言語の原タイトルで, 原本の本文はないが所定の情報源に本タイトルと同等, または単独で表示されているもの

ウ) 相当する言語の本文はないが, 所定の情報源において本タイトルと同等, または単独で表示されているもの

9.1.3.1A 適用

9.1.3.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが, 大文字の使用法は当該言語の慣行に従う(9.0.6.3参照)。

東京大学総合研究博物館所蔵関野貞コレクションフィールドカード目録□=□
Catalogue△of△field△cards△of△Sekino△Tadashi△collection

(情報源の表示: CATALOGUE OF FIELD CARDS OF SEKINO TADASHI COLLECTION)

9.1.3.2 別法 非適用

9.1.4 タイトル関連情報

9.1.4.0 (記録の目的) 適用

9.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、総合タイトルのない場合の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、タイトル先行事項として本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトル、作品形式や著作形式を含む。

キャッチフレーズ等はタイトル関連情報とみなさない。

9.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル(並列タイトルがある場合は、並列タイトル)に続けて記録する。同一著者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、それぞれのタイトルに続けて記録する。ただし、それぞれに記録することが適当でないと判断される場合には、最後のタイトルのタイトル関連情報として記録する。

巻次、回次、年次等および部編名により異なるサブタイトルは、微細な違いを除き注記する(9.1.6.3, 9.7.3.1Bオ)参照)。

9.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示順ではなく、本タイトルとの繋がりや強弱の順で記録する。例えば、サブタイトルは作品形式より先に記録する。

9.1.6 巻次、回次、年次等および部編名

9.1.6.1 (巻次、回次、年次等および部編名とするものの範囲) 巻次、回次、年次等(以下「巻次等」)は、資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけである。巻次等の前後に、それを修飾する語がついているものもある。部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)も巻次等と同様に扱う。

9.1.6.2 (記録の方法) 情報源に表示されている形で記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。巻次等については、数字はアラビア数字を用いる(9.0.6.4参照)。年次の省略形は完全形にして記録する。アラビア数字が連続するときは、必要に応じてハイフンを入れる。

巻5 (情報源の表示: 巻五)

第3章 (情報源の表示: 第参章)

2004 (情報源の表示: '04)

平成2年 (情報源の表示: 2年)

2003-2 (情報源の表示: 2003 2)

巻次を修飾する語は、可能ならば「NCR2R 付録2 略語表」で定められた略語を用いる。

no. (情報源の表示: number)

v. (情報源の表示: volume または vol.)

pt. (情報源の表示: Part)

複数の巻次等が表示されているときは、同格のものは丸がっこに入れて記録し、下位のものはスペースに続けて記録する。同格の場合、巻次または回次と年次の双方が表示されているときは年次を、巻次等と部編名の双方が表示されているときは部編名を、丸がっこに入れて記録する。情報源により西暦紀年と元号等で年次の表示が異なるときは、顕著なものを記録する。情報源に巻次等とともに巻次等と同格の版表示が表示されているときは、巻次等を記録し、版表示は記録しない(9.2.1.1B参照)。

漢詩で詠む中国歴史物語。□3 (近代編)

社労士基本書。□2003年度版△上巻 (労働保険編)

社労士基本書。□2003年度版△下巻 (社会保険編)

9.1.6.2A 識別のため必要なときは、巻次等を補記する。

9.1.6.3 巻次等および部編名により異なるサブタイトルは、微細な違いを除き注記する(9.1.4.2, 9.7.3.1B オ) 参照)。

9.1.5 責任表示

9.1.5.0 (記録の目的) 適用

9.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、直接的な著作者、すなわち、本文の著者、編さん者、画家、撮影者、製作者などのほか、間接的な著作者、すなわち、原作者、編者、撰者、述者、脚色者、監修者、監訳者、訳者、校訂者などを含む。その他、指導、構成、取材などの様々な著作関与者は、著作責任者と判断される場合は責任表示とする。主催者、共催者、多数の分担執筆・訳者、校閲者などは、必要とみなせば注記するが、主催者は、会議録等で著作責任が強いとみなせば責任表示とする。

所定の情報源に表示されている共同製作者、プログラム設計者、プログラマ、マニュアル作成者等は記録しない。これらは必要があれば注記する(9.7.3.1C 参照)。

(注) 著作権者は、国土地理院等の著作物で、編著者表示のかわりに「著作権所有兼発行者 国土地理院」等の表示がある場合は責任表示とし、[著]と記録する。

9.1.5.1 別法 非適用

9.1.5.1A 記述対象の本タイトルおよびタイトル関連情報中表示されている著作者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

人工知能学会誌□[電子資料]□/□人工知能学会[編]

9.1.5.1B 非適用 (9.1.5.2C 参照)

9.1.5.1C 適用

9.1.5.1D 非適用

9.1.5.1D 任意規定 非適用

9.1.5.1D 別法 一つの責任表示における個人名や団体名は、表示のままにすべて記録する。

9.1.5.2 (記録の方法) その記述対象の著者(個人または団体)あるいはその著作に関与した副次的な著者(原著者、編者、訳者、校訂者等)と役割を示す語句(著、共著、作、文、画、撮影、作曲、編、編著、編纂等)を記録する。役割を示す語句の中で、著作は「著」、編集は「編」、翻訳は「訳」に省略する。その他の語句(編集責任、責任編集、総編集、総監修、企画・編集等)は表示のままに記録する。

ビブリア□[電子資料]□=□Biblia□:□天理図書館報□/□天理大学附属天理図書館編

和資料については、役割を示す語句が外国語のみの場合は、当該言語を日本語に訳し、補記する。

[著] (情報源の表示: by)

[編] (情報源の表示: edited by)

[編纂] (情報源の表示: compiled by)

[撮影] (情報源の表示: photo)

洋資料の場合には、役割を示す語句も責任表示に含めて記録する。

外国人名のカタカナ表記は、イニシアルにはピリオド(.), 姓名の間は中黒(・)を付ける。それ以外の、複合姓やミドルネーム等の区切り記号は表示のままとする。

責任表示には、所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。例えば、原綴形とカナ形が表示されている場合には、カナ形を記録し、本名とペンネームが表示されている場

合は、ペンネームを記録する。記録しない表示形は必要とみなせば注記するが、言語や文字種の違い(原綴とカナ、漢字とかな等)や表示形の微細な違い(イニシアル形と完全形等)は注記しない(9.7.3.1Cア)参照)。ただし洋資料の場合は外国語形を記録する。団体名ではもっとも詳しい形を適切な表示とみなし、表示の違いについては注記しない。

9.1.5.2A 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として情報源上の表示による。もし一つの情報源だけでは完全な形とならない場合は、他の情報源の表示から補って完全な形とする。この場合の記録の順序は、その著作の成立過程からみてそれらの間に一定の順序があれば、その順による。

9.1.5.2B 適用

9.1.5.2C 情報源に表示されていない語句等を必要とみなした場合は責任表示として補記する。古典等で著者が容易に判明した場合は補記する。日本人は補記して姓名完全形にする。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。

貿易政策と競争政策□/□ [OECD] [著] □ ; □経団連国際経済部訳

源氏物語□/□ [紫式部] [著] □ ; □阿部秋生校注

馬琴書翰集成□/□ [滝沢] 馬琴 [著] □ ; □柴田光彦, 神田正行編

京都市の主な出資法人の概要□/□ [京都市] 総務局総務部行政改革課編

情報源の表示に役割を示す語句がない場合、またはタイトルと責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要がある場合は、これを補記する。

風景□/□土門拳 [撮影] □ ; □菅野梅三郎編

9.1.5.2D 識別上必要でないとき、次のものは省略する。

ア) 学位、役職名等の肩書、所属団体名やそのイニシアル、郷貫、号、字、居住地など
丹羽太左衛門著 (情報源の表示: 農学博士丹羽太左衛門)

イ) 丸がっこに入っている同格の名称

国立国会図書館 (情報源の表示: 国立国会図書館 (National Diet Library))

ウ) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句。後に付される法人組織等を示す語句は省略しない。

文化財研究所東京文化財研究所

(情報源の表示: 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所)

日本図書館協会 (情報源の表示: 社団法人日本図書館協会)

東芝 (情報源の表示: 株式会社東芝)

森永製菓株式会社 (情報源の表示: 森永製菓株式会社)

エ) 団体の創立の動機、趣旨を示す語句

上野動物園 (情報源の表示: 恩賜記念上野動物園)

オ) 役所・役場の語句

三鷹市 (情報源の表示: 三鷹市役所)

ただし、例外として以下のような場合は省略しない。

ア) 省略すると名もしくは姓のみとなる場合

ストー夫人

イ) 識別のために称号、尊称、敬称などが必要な場合

ファビオラ王妃

サー・トマス・ブラウン

ウ) 世系

六代目尾上菊五郎

パウロ 4 世

エ) 山号

身延山久遠寺

オ) 旧姓

燈屋 (一見) 真理子

9.1.5.2E 総合タイトルがない記述対象の場合、収録されている著作ごとに責任表示を記録する (9.1.1.2C 参照)。

9.2 版に関する事項

9.2.0 通則

9.2.0.0 (記述の意義) 記述対象がどのような版であることを示す。そのため版表示と、その版の成立にのみ関係する責任表示を記録する。版表示を記録することによって、タイトルと責任表示に関する事項の記録のみでは同定識別できない記述対象が属している版までを特定化できる。

9.2.0.0A 適用

9.2.0.0B 適用

9.2.0.1 (書誌的事項) 適用

9.2.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.2.1 版表示

9.2.1.0 (記録の目的) 適用

9.2.1.1 (版表示とするものの範囲) 適用

9.2.1.1 別法 非適用

9.2.1.1A 適用

9.2.1.1A 別法1 非適用

9.2.1.1A 別法2 非適用

9.2.1.1B 版として表示されていても、実際は巻次、回次、年次等および部編名に相当する場合は、巻次等として扱う (9.1.6.2 参照)。

9.2.1.1C 複合媒体資料の個々の媒体ごとに版表示がある場合は、全体に関わる版表示を記録する。全体に関わる表示がない場合は、個々の媒体の版表示は必要があれば注記する。

9.2.1.2 非適用

9.2.1.2 別法 情報源における表示のままに記録する。ただし、次の版表示は記録しない。

ア) 初版

イ) 総合タイトルのない資料の各著作の版表示

ウ) 他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所では記録されている版表示

9.2.1.2A 数字はアラビア数字とし、ローマ字ないしキリル文字の所定の略語がある語は略語化する (NCR2R 付録2 参照)。

洋資料の場合には、所定の略語がある語は略語化する (NCR2R 付録2 参照)。

9.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

9.2.2.0 (記録の目的) 適用

9.2.2.1 (責任表示とするものの範囲) 適用

9.2.2.2 (記録の方法) 版表示に続けて記録する。記録の方法は9.1.5.2による。

9.2.3 付加的版表示

9.2.3.0 (記録の目的) 適用

9.2.3.1 (付加的版表示とするものの範囲) 適用

9.2.3.2 (記録の方法) 記録の方法は9.2.1.2別法による。

洋資料の場合には、略語表(NCR2R 付録2参照)に従って略語化できる。

9.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

9.2.4.1 (責任表示とするものの範囲) 適用

9.2.4.2 (記録の方法) 付加的版表示に続けて記録する。記録の方法は9.1.5.2による。

9.3 電子資料の特性に関する事項

9.3.0 通則

9.3.0.0 (記述の意義) 電子資料の特性を、その電子的内容を記録することで明らかにする。

9.3.0.1 (書誌的事項) 電子的内容を記録し、電子的な数量と大きさは記録しない。

9.3.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.3.1 電子的内容

9.3.1.1 (記録するものの範囲) 適用

9.3.1.2 (記録の方法) 電子的内容の記録には、次表の用語(原則として第2レベル)を使用する。また、表中に適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。

第1レベル	第2レベル
データ Data	画像データ Image data
	数値データ Numeric data
	地図データ Map data
	テキスト・データ Text data
	フォント・データ Font data
	録音データ Sound data
	点字データ Braille data
プログラム Program	アプリケーション・プログラム Application program
	システム・プログラム System program
	ユーティリティ・プログラム Utility program
データおよびプログラム Data and program	上記の用語の組み合わせ
	インタラクティブ・マルチメディア Interactive multimedia

9.3.1.2A 適用

9.3.2 電子的な数量と大きさ 非適用

9.4 出版・頒布等に関する事項

9.4.0 通則

9.4.0.0 (記述の意義) 適用

9.4.0.0A 出版地は、出版者の特定とか記述対象の内容等についての判断材料となることがあり、出版者は資料内容の観点とか質、情報の信頼性の判定に有用である。出版年月は、その記述対象の版が最初に出版された年月、すなわち情報内容の収録時点についての情報を明らかにする。

また、頒布地、頒布者によって記述対象の入手先を知ることができる。製作項目を記録することによって、記述対象の局地性や内容の判定に役立たせることができる。

9.4.0.0B 適用

9.4.0.0C 適用

9.4.0.0D 記述対象が非刊行物の場合、本来の出版項目というものは存在しないので、記述対象の製作項目を記録する。

9.4.0.0E 適用

9.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地、頒布地等

イ) 出版者、頒布者等

ウ) 出版年月、頒布年月等

エ) 製作項目 (製作地、製作者、製作年月)

9.4.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.4.0.2A 本適用細則では規定しない。

9.4.1 出版地、頒布地等

9.4.1.1 (出版地、頒布地等とするものの範囲) 適用

9.4.1.1A 適用

9.4.1.1B 同一出版者に2以上の出版地があるときは、国内のもの、顕著なもの、最初のもの順で、一つの出版地を選定する。2言語以上で表示されているときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

9.4.1.1B 別法 非適用

9.4.1.1C 出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合は、国内のもの、顕著なもの、最初のもの順で、一つの組を選択して記録する。

9.4.1.1D 非適用

9.4.1.1D 任意規定 出版地と頒布地双方の表示があるときは、頒布地を出版地、出版者、出版年月のあとに記録する (9.4.2.1C 任意規定参照)。

9.4.1.2 (記録の方法) 日本の出版地は、出版者が所在している市町村名を所定の情報源に表示されているままに記録する。ただし、市名の「市」は記録しない。東京都特別区は「東京」とのみ記録する。外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。

東京

Tokyo

9.4.1.2A 識別上必要があるときは、市町村名等に都道府県名等を付記する。町村名は識別上必要なので必ず付記する。ただし、同一都道府県に同一町村名があるときは、郡名まで付記する。

外国地名には、識別上必要があるときは、国名、州名を付記する。

府中 (東京都)

府中 (広島県)

寒川町 (神奈川県)

三和町 (広島県双三郡)

三和町 (広島県神石郡)

9.4.1.2B 出版地が情報源に表示されていないときは、調査等により推定した出版地を補記する。推定できず、代替情報として頒布地も記録できないときは、国名を補記するか、「出版地不明」(書誌的事項が外国語のときは9.0.6.1A参照)と補記する。

9.4.2 出版者、頒布者等

9.4.2.1 (出版者、頒布者等とするものの範囲) 適用

9.4.2.1A 適用

9.4.2.1B 2以上の出版者等の表示があるときは、国内のもの、顕著なもの、最初のもの順で一つを選択する。2言語以上の表示があるときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

記録しなかった出版者は注記する(9.7.3.3ア),イ)参照)。

版表示・刷次の変化にともない出版者に変化が生じた場合、または、セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するときに出版者に変化が生じた場合は、変化前の出版者を注記する(9.7.3.2, 9.7.3.3ウ)参照)。情報源により表示形が異なるとき、記録しなかった表示形を注記する。ただし、それが省略形と完全形の違いの場合は注記しない(9.7.3.3イ)参照)。

9.4.2.1C 非適用

9.4.2.1C 任意規定 頒布者を出版地、出版者に続けて記録する。記録の方法は、出版地、出版者、頒布地、頒布者の順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を付記する。

9.4.2.2 (記録の方法) 出版者は、所定の情報源に表示されている名称を記録する。ただし、法人組織を示す語句や役所・役場の語句および名称を修飾する語句は省略する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。外国の出版者名は表示形のまゝに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

9.4.2.2A 出版者と頒布者双方が所定の情報源に表示されていないときは、「出版者不明」(書誌的事項が外国語のときは9.0.6.1A参照)と補記する。ただし、その記述対象から容易に出版者名が推定できるときは、推定した出版者名を補記する。

9.4.2.2B 頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者に「発売」と付記する。2以上の頒布者の表示があるときは、顕著なもの、最初のもの順で、一つを選択し記録する。記録しなかった頒布者は注記しない。

9.4.3 出版年月、頒布年月等

9.4.3.1 (出版年月、頒布年月等とするものの範囲) 記述対象の属する版が最初に刊行された年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。

9.4.3.1A 出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは、製作年月を記録する。この場合、頒布年月と製作年月の後ろには「発売」「製作」などの役割を示す語を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」を付加する。

1988.8 製作

c1988

9.4.3.1A 任意規定 非適用

9.4.3.1B 非適用

9.4.3.2 (記録の方法) 出版年月は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに、「年.月」の形でアラビア数字を用いて記録する。同一年月が出版者と頒布者に共通するときは、出版者の名称のあとに記録する。

9.4.3.2A 出版年月は西暦紀年で記録する。

9.4.3.2A 別法 非適用

9.4.3.2B 出版年月が2か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の月または年月をハイフンでつないで記録する。

1996.3-10

1996.3-1997.5

9.4.3.2C 不正確な出版年月は補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する(9.7.3.0ア)

参照)。

- 9.4.3.2D 出版年月, 頒布年月, 著作権表示年および製作年月のいずれも表示がないか, 不明のときは, おおよその出版年代を推定し, これを補記する。[1972?] [1970 頃] の形式は使用せず, 不明な部分はハイフンで記録する。

[2000] (2000年と推測)

[197-] (1970年代と推測)

[19--] (1900年代と推測)

9.4.4 製作項目 (製作地, 製作者, 製作年月)

- 9.4.4.1 (製作項目とするものの範囲) 製作項目には, 記述対象が製作された土地の名称 (製作地), その製作に責任を有する個人や団体の名称, またはそれが識別できる表示 (製作者), および製作された年代, 日付 (製作年月) がある。

9.4.4.1A 適用

9.4.4.1A 任意規定 非適用

- 9.4.4.2 (記録の方法) 製作項目を出版項目の代わりに記録し, 製作者名に「製作」等の語句を付記する。

9.4.4.2A 非適用

9.4.4.2A 任意規定 非適用

9.5 形態に関する事項

9.5.0 通則

- 9.5.0.0 (記述の意義) 資料自体を見なくてもその資料の形態の大意が把握でき, かつ当該資料と分離する可能性がある付属物・添付物などの数量等, 資料の管理・保全上必要な情報が得られるように, 資料で用いている用語や表現にとらわれず, 記述用に定義づけられた一定の用語を用いて, 当該事項を記録する。

9.5.0.0A 適用

- 9.5.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と, その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 特定資料種別と資料の数量
- イ) 大きさ
- ウ) 付属資料

- 9.5.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.5.1 特定資料種別と資料の数量

9.5.1.1 (記録するものの範囲) 適用

- 9.5.1.1A 特定資料種別の記録には, 次表の用語を使用する。また, 表中に適切な用語がない場合は, 別途用語を定めることとする。

和資料については日本語, 洋資料については英語を用いる。

カセット・テープ	tape cassette
カートリッジ型ハードディスク	chip cartridge
磁気ディスク・パック	magnetic disk pack
フレキシブル・ディスク	flexible disk
リール・テープ	tape reel
DAT	
インタラクティブ・ビデオディスク	interactive video disk
CD-ROM	

DVD-ROM
MO
ICカード IC△card
ROMカートリッジ ROM△cartridge

(注) CDは音楽録音資料, DVDおよびビデオCDは映像資料に使用する。

9.5.1.2 (記録の方法) 適用

9.5.1.2A 数量はアラビア数字で記録し, 特定資料種別に応じて次の用語を付ける。

フレキシブル・ディスク, インタラクティブ・ビデオディスク, CD-ROM, DVD-ROM, MO, ICカード	: 枚
カセット・テープ, リール・テープ, DAT	: 巻
磁気ディスク・パック	: パック
カートリッジ型ハードディスク, ROMカートリッジ	: 個

洋資料の場合は, 数量の後に特定資料種別を付加する形で記録する。

2△flexible△disks

3△CD-ROMs

9.5.1.2B 非適用

9.5.1.2B 任意規定 非適用

9.5.2 その他の形態的細目 非適用

9.5.3 大きさ

9.5.3.1 (大きさとするものの範囲) 適用

9.5.3.2 (記録の方法) キャリアの長さ, 直径などをセンチメートルの単位で, 端数を切り上げて記録する。ただし, 単位として, フィートまたはインチの方が慣用されている場合は, それを用いる。

CD-ROM1枚□; □12cm

MO1枚□; □3.5インチ

9.5.3.2A 適用

9.5.4 付属資料

9.5.4.1 (付属資料とするものの範囲) 適用

9.5.4.2 (記録の方法) 適用

9.5.4.2 別法 非適用

9.5.4.2A 本適用細則では規定しない。

9.6 シリーズに関する事項

9.6.0 通則

9.6.0.0 (記述の意義) 適用

9.6.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と, その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本シリーズ名
- イ) 並列シリーズ名
- ウ) シリーズ名関連情報
- エ) シリーズに係る責任表示
- オ) シリーズのISBN, ISSN
- カ) シリーズ番号等およびシリーズの部編名

キ) 下位シリーズの書誌的事項

9.6.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.6.0.3 (2以上のシリーズ表示) 記述対象が複数のシリーズに属している場合は、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。記録の優先順位は、

ア) 記述対象におけるそれぞれのシリーズの表示がある情報源が異なるときは、所定の情報源(ラベル、付属資料、容器、タイトル画面、その他の内部情報源)の適切な順とする。

イ) 情報源が同一のときは、選択した情報源上のシリーズ表示の順による。

シリーズ間の関連性が不明確な場合は、下位シリーズとして記録する(9.6.7参照)。

9.6.1 本シリーズ名

9.6.1.1 (本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されている、シリーズ固有の名称。ロゴマーク等は本シリーズ名とはみなさない。

9.6.1.1A 適用

9.6.1.2 (記録の方法) 本シリーズ名は、その記述対象に表示されている形で記録する(9.1.1.2参照)。

9.6.2 並列シリーズ名

9.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 適用

9.6.2.2 (記録の方法) 必要とみなした場合に記録する。

9.6.2.2 別法 非適用

9.6.3 シリーズ名関連情報

9.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。ただし、シリーズのキャッチフレーズ等は関連情報とはみなさない。

9.6.3.1A 適用

9.6.3.2 (記録の方法) 適用

9.6.4 シリーズに関する責任表示

9.6.4.1 (シリーズに関する責任表示とするものの範囲) 適用

9.6.4.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されていて必要とみなした場合に記録する。情報源に表示されていない語句等を、必要とみなせば補記する。情報源の表示に役割を示す語句がないとき、またはシリーズ名とシリーズに関する責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する(9.1.5.2, 9.1.5.2C参照)。

9.6.5 シリーズの ISBN, ISSN

9.6.5.1 (シリーズの ISBN, ISSN とするものの範囲) ISBN は日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN で、セットもの全体またはシリーズに付与されたもの。ISSN は ISSN ネットワークが当該シリーズに付与する ISSN (9.8.1.1参照)。

9.6.5.2 (記録の方法) 9.8.1.2による。セットもの全体またはシリーズに付与された ISBN は、「set」と付記して記録する。不正確な番号が表示されている場合は、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、エラーコードとして記録する(9.8.1.1A, 9.8.1.2任意規定1参照)。

4-123456-78-X (set)

0027-9135

9.6.5.2 別法 非適用

9.6.6 シリーズ番号等およびシリーズの部編名

9.6.6.1 (シリーズ番号等およびシリーズの部編名とするものの範囲) シリーズ番号等は、記述対象の、シリーズ内における番号等による順序づけ(巻次、回次、年次等を含む)である。番号の前後に、それを修飾する語句がついているものもある。シリーズの部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)もシリーズ番号等と同様に扱う。

9.6.6.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが、数字はアラビア数字とし、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。アラビア数字が連続するときは、必要に応じてハイフンを入れる(9.1.6.2参照)。

9.6.7 下位シリーズの書誌的事項

9.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名。本シリーズ名とともに表示されていなくてもよい。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

9.6.7.2 (記録の方法) 本シリーズに続けて、本シリーズと同様に記録する(9.6.1.2参照)。

9.6.7.2 別法 非適用

9.6.7.2A 適用

9.6.7.2B 下位シリーズのISBN、ISSNが判明したときは記録する。

9.6.7.2B 別法 非適用

9.6.7.2C 下位シリーズ内のシリーズ番号等および部編名の記録は9.6.6.2による。

9.9 各巻に関する事項

9.9.0 通則

セットもの等で、単行レベルに、総合タイトルがなく2以上の著作のタイトルがあるものや固有のタイトルとはみなせないものが含まれており、集合単位を分割して記録を作成するときに(9.0.2.2別法B参照)、2以上の著作のタイトルや固有のタイトルとはみなせないものを各巻タイトルとみなし、関連する事項を各巻に関する事項として記録する。このとき、セットものの他の各資料の固有のタイトルも、同様に各巻タイトルとみなす。

9.9.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 各巻タイトル

イ) 各巻並列タイトル

ウ) 各巻タイトル関連情報

エ) 各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名

オ) 各巻に係る責任表示

9.9.1 各巻タイトル

9.9.1.1 (各巻タイトルとするものの範囲) 所定の情報源に表示されている各巻の名称。目次の内容の列記等は採用しない(9.1.1.1参照)。

9.9.1.1A 各巻タイトルは、単行書誌レベルを記述対象とした場合に選択する本タイトルと一致させる。

9.9.1.2 (記録の方法) 9.1.1.2による。

9.9.2 各巻並列タイトル

9.9.2.1 (各巻並列タイトルとするものの範囲) 各巻タイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトル(9.1.3.1参照)。

9.9.2.2 (記録の方法) 必要とみなした場合に記録する。記録の方法は9.1.3.2による。

9.9.3 各巻タイトル関連情報

9.9.3.1 (各巻タイトル関連情報とするものの範囲) 各巻タイトル関連の情報(9.1.4.1参照)。

9.9.3.2 (記録の方法) 必要とみなした場合に記録する。記録の方法は9.1.4.2による。

9.9.5 各巻巻次, 回次, 年次等および各巻部編名

9.9.5.1 (各巻巻次, 回次, 年次等および各巻部編名とするものの範囲) 各巻巻次, 回次, 年次等は, 各巻に付された番号等による一定の順序づけである(9.1.6.1参照)。各巻部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)も各巻巻次, 回次, 年次等と同様に扱う。

9.9.5.2 (記録の方法) 9.1.6.2による。

9.9.4 各巻に関係する責任表示

9.9.4.1 (各巻に関係する責任表示とするものの範囲) 各巻に関係する責任表示。

9.9.4.1A 各巻タイトルおよび各巻タイトル関連情報中に表示されている著作者名等は, 著作責任が強いとみなせば, 責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

9.9.4.2 (記録の方法) 9.1.5.2による。責任表示が情報源にない場合, 必要とみなせばこれを補記する。

9.7 注記に関する事項

9.7.0 通則

9.7.0.0 (記述の意義) 適用

9.7.0.1 (書誌的事項) 適用

9.7.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.7.1 注記

9.7.1.1 (注記とするものの範囲) タイトル, 責任表示, 版表示, 書誌的来歴, 電子資料の特性に関する事項, 出版・頒布等, 内容, 入手可能性, 図書館の蔵書となっている特定コピー, 目録作成担当者が重要と判断したもの等に関する注記がある。

9.7.2 記録の方法

注記には定型のものと不定型のものがある。2以上の注記があるときは, それらが関連する書誌的事項の記録順序に従って, 記録の順序を定める。ただし, 誤記, 誤植に関する注記のように, タイトル以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず, 最初に記録する。

9.7.2.1 (特定の事項に関する2以上の注記) 特定の事項に関する2以上の注記は, 一括して記録することができる。

タイトル・責任表示は簡体字表記

9.7.3 注記の種類

9.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)

ア) 誤記, 誤植 (9.0.6.6, 9.4.3.2C参照)

本タイトル, 責任表示, 出版年月の誤記, 誤植は正しい形を記録し, 誤った形とその情報源を注記する。すべての情報源が誤植であるときは, 情報源の注記を省略する。その他の書誌的事項については, 説明が必要な場合に注記する。

標題紙のタイトル(誤植): 循環共生社会システムと里地・里山の役割

責任表示(誤植): 森岡由紀子

出版年月(誤植): 1936.5

イ) 本文の言語

(1) 本タイトルおよびタイトル関連情報が日本語以外の言語の場合(9.1.1.1ウ)参照)

本文は日本語

(2) 併記(9.1.3.1ア)参照)

英語併記(本タイトルが日本語, 本文が併記の場合)

日本語・英語併記 (本タイトルが英語, 本文が併記の場合)

(3) 併載 (論文集に英語論文が含まれている場合等)

英語併載

ウ) 会期・会場 (講演集, 会議録, 展覧図録等の著作の成立に関わるもの)

会期・会場: 2003年3月26-28日△東京農工大学

エ) その他記述一般に関する注記

(1) 委託

(2) 情報源に表示されている付録等

付・所蔵館一覧 (情報源の表示: 付・所蔵館一覧)

解説付き (情報源の表示: 解説付き)

(3) その資料の成立に関する事柄

特別記念版

オ) 電子的内容に関する注記 電子的内容について説明する必要がある場合は, これを注記する。

電子ブック

HTML形式

Lha圧縮

カ) システム要件に関する注記 内容の再生に必要なシステム要件をできる限り注記する。2以上の項目を記録するときは情報源に記載されている順序で記録する。DAISYのシステム要件はここに記録する。

(注) DAISY Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム)。

2001年11月に名称変更。変更前はDigital Audio-based Information System (デジタル音声情報システム)。

(1) ハードウェア

メモリ 16MB以上

ハードディスク空き容量 128MB以上

(2) オペレーティング・システム ファイルの読みとり, 実行に特定のオペレーティング・システムが必要なときは注記する。

Windows△NT△4.0△later

MacOS△漢字Talk7.5.5以上

(3) ソフトウェア (プログラミング言語を含む)

Acrobat△Reader

Netscape△Communicator△5.0以上

(4) 周辺装置の種類と特徴

モニター画面 640×480以上

キ) アクセス方法に関する注記 当該資料を再生するために, 何らかのアクセス方法などが必要な場合は, そのアクセス方法等を必ず注記する。

ユーザIDおよびパスワードが必要

9.7.3.1 (タイトルと責任表示に関する注記)

9.7.3.1A 記録したタイトルの情報源は, 必要があれば注記する。

タイトルは説明書による

9.7.3.1B

- ア) 情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録したタイトルの情報源と、記録しなかった他のタイトルおよびその情報源を必要に応じて注記する(9.1.1.1C, 9.1.1.2B 参照)。
 イ) セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するとき、タイトルが途中で変更した場合は、変更前のタイトルを注記する。

平成15年版のタイトル：知って得する個人事業者確定申告

- ウ) 表示のとおり転記することが不可能なハングル、アラビア語等の文字を日本語に置き換えたり、再現不能な文字・記号等を説明的な語句に置き換えた場合は、注記する(9.0.6.3, 9.0.6.5 参照)。
 エ) 翻訳の対象となった原タイトルを注記する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従い、末尾にピリオドを付す。
 オ) 巻次等および部編名により異なるサブタイトルを注記する(9.1.4.2, 9.1.6.3 参照)。
 カ) 遺跡発掘調査報告書のタイトルの上部または前方に表示されている地名を注記する(9.1.1.1Bイ) 参照)。

石川県白峰村所在 (本タイトル：桑島館跡)

9.7.3.1C

- ア) 情報源により責任表示の表記が異なるときは、必要とみなせば注記する(9.1.5.2 参照)。
 イ) 責任表示に記録しなかった共同製作者、プログラム設計者、プログラマ、マニュアル作成者などを記録する必要があるときは、これをその役割とともに記録する(9.1.5.1 参照)。

9.7.3.2 (版および書誌的来歴に関する注記)

- ア) 記述対象の版または書誌的来歴について必要に応じて注記する。

同じタイトルのゲーム・ソフトウェアのフレキシブル・ディスク版
 書籍版 1998年版準拠

- イ) 版表示・刷次の変化にともない出版者に変化が生じたときの、変化前の出版者を注記する(9.4.2.1B 参照)。
 ウ) 複製物
 複製された原資料を特定するために必要な書誌的事項を注記する(9.1.0.3 参照)。書誌的事項が不明のときは、複製物である旨のみ注記する。

9.7.3.2A 非適用

9.7.3.2B 本適用細則では規定しない。

9.7.3.3 (出版・頒布等に関する注記)

- ア) 記録しなかった出版者を注記する。複数表示されているときは、最初の一つを選択して記録し、他は「ほか」として省略する(9.4.2.1B 参照)。

共同刊行：講談社インターナショナル

発行所：新風書房(情報源の表示 発行者 一心寺 発行所 新風書房)

- イ) 情報源により出版者の表示形が異なる場合、記録しなかった表示形を注記する。ただし、省略形による差異等は記録しない(9.4.2.1B 参照)。

- ウ) セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するときに、出版者に変化が生じた場合、変化前の出版者を注記する(9.4.2.1B 参照)。

9.7.3.4 (形態に関する注記) 形態に関する事項で記録しなかった細目を記録する必要があるときは、これを注記する。容器の大きさが本体と著しく異なる場合は、丸がっこでこれを付記する。再生時間または収録時間が必要な場合にはここに記録する。

外箱入

ホルダー入 (20cm)

再生時間 : 60 分

収録時間 : 4 時間 58 分 (DAISY の例)

9.7.3.5 (シリーズに関する注記) 非適用

9.7.3.6 (内容に関する注記) 記述対象の内容について説明する必要があるときは、これを注記する。

ア) 内容細目

イ) 要旨等

タッチタイプ練習ソフト

フリーウェア・シェアウェア集

9.8 ISBN, ISSN, 入手条件に関する事項

9.8.0 通則

9.8.0.0 (記述の意義) 記述対象の特定用に、また出版情報や全国書誌情報の検索用に、ISBN, ISSN を記録する。

9.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) ISBN

イ) ISSN

ウ) 入手条件・定価

9.8.0.2 (区切り記号法) 本適用細則では規定しない。

9.8.1 ISBN, ISSN

9.8.1.1 (ISBN, ISSN とするものの範囲) ISBN は、日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN。ISSN は、本タイトルとみなしたタイトルに ISSN ネットワークが付与する ISSN (年刊等の場合。9.0.2.2 別法 B 参照)。

9.8.1.1A その記述対象がセットものに属するときは、単行資料の ISBN を記録し、次にセットもの全体に付与された ISBN を「set」と付記して記録する (9.6.5.2 参照)。

単行資料の集合を記述の対象とするとき、各巻の ISBN には、必要に応じて巻次等を付記する。

9.8.1.2 (記録の方法) ISBN は、国別記号、出版者記号、書名記号、チェック数字の間にハイフンを入れて記録する。ISSN は、8桁の数字を4桁ずつハイフンで区切った形で記録する。

9.8.1.2 任意規定 1 不正確な番号が記述対象に表示されていても、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号はエラーコードとして記録する。

9.8.1.2 任意規定 2 非適用

9.8.2 キー・タイトル 非適用

9.8.2.1 (キー・タイトルとするものの範囲) 非適用

9.8.2.2 (記録の方法) 非適用

9.8.3 入手条件・定価

9.8.3.1 (記録するものの範囲) 記述対象に表示されているままの定価および (または) その記述対象の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。価格表示は、原則として本体価格を記録する。本体価格がなく税込価格が表示されているときは、税込価格を記録する。

定価と特価の双方があるときは、定価を記録する。

発行されてから5年以上たつ資料の価格は、原則として記録しない。

9.8.3.2 (記録の方法) 販売するものは定価を、また非売品はその旨を記録する。

単行資料の集合を記述の対象とする場合、セット価格は「全〇〇〇円」、各巻価格が表示されている場合は「各〇〇〇円」(同一価格の場合)、または「〇〇円;××円」(巻により価格が異なる場合)と記録する。集合単位を分割し物理単位を記述の対象とする場合で、セット価格のみの表示しかないときは、価格を記録しない。

書誌データに記録する著者の範囲の拡大について

当館では全国書誌サービス推進の一環として、作成・提供する書誌データの品質の改善を行っています。このたび平成16年度に開始した内容細目の記録範囲の拡大^(注1)に続き、平成17年4月より、和図書について責任表示に記録する著者の数の制限を撤廃し、すべてを記録することとしました。^(注2)

これにより、当館が提供する書誌データの内容が充実し、NDL-OPAC（一般資料検索の検索項目「著者・編者」）においては、資料の情報源に表示されている著者名からのアクセスがより一層向上します。詳細は次のとおりです。

	改善前	改善後
【記述】	一つの役割の責任表示に記録する個人名や団体名は、3までのときはすべてを記録し、4以上のときは主なものまたは最初の名称一つを記録し、他は「ほか」等と記録または補記して省略する。	一つの役割の責任表示における個人名や団体名は、表示のままにすべてを記録する。なお、内容細目の責任表示は従来どおり。
【標目】	責任表示に記録されているものを標目とし、典拠を作成する。*	一つの役割の責任表示に対して最初の3までを標目とし、典拠を作成する。*

* ただし、標目を作成しない、または標目の数を限定して付与している資料（実用書など）もある

<NDL-OPAC データ表示例：同一データによる比較>

(改善前)		(改善後)	
タイトル	西田幾多郎全集 第11巻	タイトル	西田幾多郎全集 第11巻
責任表示	西田幾多郎著	責任表示	西田幾多郎著
責任表示	竹田篤司 [ほか] 編	責任表示	竹田篤司, クラウス・リーゼンフーバー, 小坂国継, 藤田正勝編
個人著者標目	西田, 幾多郎 (1870-1945) ニシダ, キタロウ	個人著者標目	西田, 幾多郎 (1870-1945) ニシダ, キタロウ
個人著者標目	竹田, 篤司 (1934-) タケダ, アツシ	個人著者標目	竹田, 篤司 (1934-) タケダ, アツシ
		個人著者標目	Riesenhuber, Klaus (1938-)
		個人著者標目	小坂, 国継 (1943-) コサカ, クニツグ

なお、今回の変更は国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂版」和図書適用細則の改訂に伴うものであり、今年度中に当誌において改訂版を公開する予定です。

(国内図書課)

(注1) 「内容細目記録範囲の拡大について」『全国書誌通信』no.118, 2004.6, p.12を参照

(注2) 『日本目録規則 1987年版改訂2版』の2.1.5.1D別法による

国立国会図書館件名標目表 2004 年度版 公開のお知らせ

国立国会図書館件名標目表（以下 NDLSH とする）は、当館の目録に適用する件名標目を収録した一覧表です。昭和 39 年（1964 年）に第 1 版を刊行し、その後も平成 3 年（1991 年）の第 5 版まで改訂を重ねてきました。その後に新設した件名については、本誌および当館ホームページにてお知らせしてきました。また、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）の件名検索に「普通件名一覧」を設けて件名標目を提供しています。

NDLSH については、カード目録の時代から問題点の指摘や改善の要望がありました。また、近年、書誌情報がネットワークを通じて提供され、OPAC が図書館目録の主流となる中で、主題検索は新たな段階を迎えています。

このような状況を踏まえ、平成 16 年（2004 年）から NDLSH の改訂作業に着手しました。今回の改訂作業では、単に第 5 版刊行後に新設した件名標目を追加収録するだけでなく、従来の NDLSH にはなかった「をも見よ」参照（相互参照）を記録し、個々の件名標目を示す概念および件名標目どうしの関係性の明確化を図りました。また、細目全般について、その使用方法を整理し、地名細目や時代細目については従来の制限を緩和しました。その他、スコープノート（限定注記）の充実、日本十進分類法新訂 9 版分類記号の付与など件名標目表全体の見直しを可能な限り行っています。

改訂作業は現在も進行中ですが、2005 年 3 月 31 日現在のデータを「2004 年度版」として、当館ホームページに公開しました。URL は以下のとおりです。

- ・ NDLSH2004 年度版 : http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ndl_ndlsh.html
- ・ 国立国会図書館ホームページのトップページ (<http://www.ndl.go.jp/>) から、「図書館員のページ」→「書誌データの作成及び提供」とリンクをたどることでアクセスできます。

なお、平成 16 年 10 月から 12 月までの間、2004 年度版（暫定版）についてご意見の募集を行いました。お寄せいただいたご意見は、可能な限り改訂作業に反映させています。ご協力ありがとうございました。

（書誌調整課）

「第5回書誌調整連絡会議記録集」刊行のお知らせ

件名標目の現状と将来—ネットワーク環境における主題アクセス

第5回書誌調整連絡会議記録集

国立国会図書館書誌部編 日本図書館協会発行 2005.7 77p A4

ISBN : 4-8204-0511-X 1,365円(定価)

平成16年9月8日に国立国会図書館(東京本館)において開催した「第5回書誌調整連絡会議」の記録集をこの度刊行しました。

この会議は、書誌データの作成および提供に関する諸事項について関係機関と協議を行い、国内の書誌調整および書誌データの標準化を図ることを目的とするものです。

今回はテーマを「件名標目の現状と将来—ネットワーク環境における主題アクセス」とし、関連諸機関における件名標目使用状況、ならびにその問題点を明らかにするとともに、インターネット時代の件名標目の可能性について検討を行いました。

記録集の収録内容は以下のとおりです。

【基調講演】

「件名標目表の可能性—目録とウェブの主題アクセスツールとなりうるか」

上田修一(慶應義塾大学文学部教授)

【報告】

「国立国会図書館件名標目表の問題点と将来」

大柴忠彦(国立国会図書館)

「国立国会図書館件名標目表の改訂について」

白石郁子(国立国会図書館)

「基本件名標目表のこれから」

柴田正美(日本図書館協会件名標目委員長)

「Facets on the WEB—検索GUIにおける統制語彙の新たな役割と

国立情報学研究所メタデータ語彙集におけるマルチファセット統制語彙の試み」

神門典子(国立情報学研究所教授)

「TRCにおける件名標目」

松木暢子(株式会社図書館流通センター)

【討議】

*入手については(社)日本図書館協会までお問い合わせください。

電話 03(3523)0812

(書誌調整課データ標準係)

問合わせ先

国立国会図書館
書誌部書誌調整課総括係

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)
電話 03 (3581) 2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.121 2005年7月15日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

*この刊行物は再生紙を使用しております